

日弁連の弁護士過疎・偏在対策（現在の主な活動）

1. 「日弁連ひまわり基金」によって行われている活動

弁護士過疎地域の法律相談センターの設置資金・運営資金の援助

援助対象

「第一種弁護士過疎地域」*1または「第二種弁護士過疎地域」*2に設置された『ひまわり基金型』法律相談センター *3。

*3 弁護士会が設置主体となり、弁護士会館や公共施設の会議室等を借りるなどして固定の相談場所を設置し（相談日のみの時間借りも可）、相談日には弁護士が常駐して法律相談を行う形態のセンター。

援助内容

開設費援助 ... 新規開設や施設拡充のための移転費用の援助

（第一種地域）200万円まで （第二種地域）50万円まで

施設常設の場合。相談日のみ会場を設ける場合は100万円まで。

運営費援助 ... 相談員（弁護士）の日当や交通費等の援助

（第一種地域）100万円まで （第二種地域）50万円まで

常設運営費援助 ... 会場を常時賃貸する場合の援助

（第一種地域）150万円まで （第二種地域）なし

この他に、「第一種地域」のセンターに対して、テレビ電話機材等を設置する場合の費用として「通信設備費等援助」（50万円）や開設2年目以降の広報費用として「継続的広報費用援助」（10～20万円）が行われている。

日弁連・弁護士会・弁護士会連合会による「共催型」センターについては、援助金額の増額等が行われている。

*1 「第一種弁護士過疎地域」... 地裁支部単位で法律事務所の数 が 0 から 3 の地域

*2 「第二種弁護士過疎地域」... 地裁支部単位で法律事務所の数 が 4 から 10 の地域

ひまわり基金法律事務所（公設事務所）の設置・運営

定義

弁護士過疎解消のために、日弁連・弁護士会・弁護士会連合会の支援を受けて開設・運営される法律事務所。2～3年の任期制（任期終了後、「定着」することも可能）。

設置地域

「第一種弁護士過疎地域」*1または、「第二種弁護士過疎地域」*2のうち特に認められる地域」（特例あり）。

資金援助

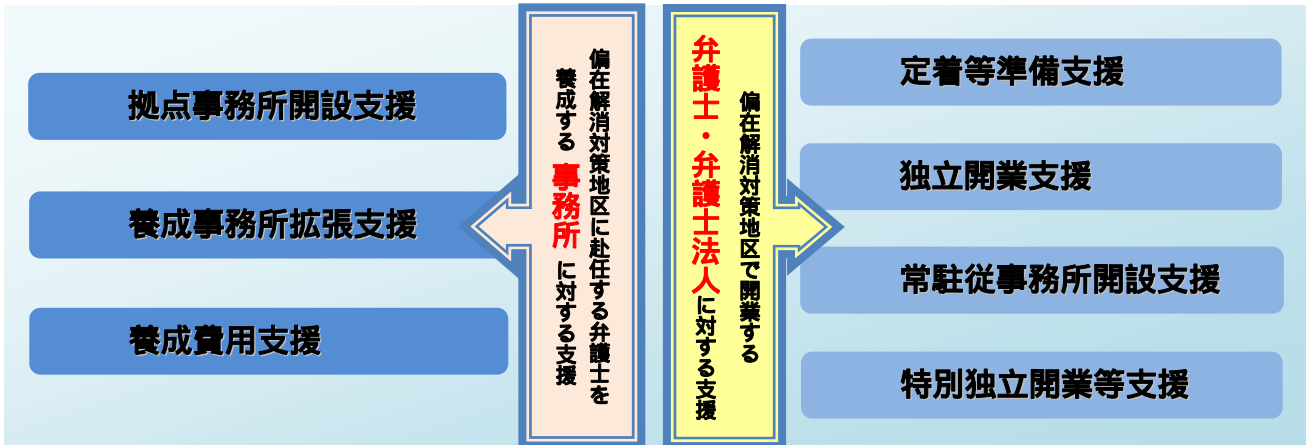
開設費用援助 新規開設・引継時に所長弁護士に対して500万円まで給付。

運営費用援助 年間所得額が720万円未満の場合、不足分を給付。

活動支援

ひまわり基金法律事務所ごとに、日弁連・弁護士会・弁護士会連合会から2名ずつ推薦された委員からなる「支援委員会」が設置され、所長弁護士をサポート。

2. 「弁護士偏在解消のための経済的支援」によって行われている活動



対象地域

偏在解消対策地区

… 以下のいずれかに該当する地域

偏在
過疎

地裁支部管内における弁護士一人あたり人口が3万人を超える地域
簡裁管内において法律事務所が2か所以上存在しない地域
市町村において弁護士が存在しない地域
その他弁護士会、弁護士会連合会が特に必要と認めた地域

支援内容

拠点事務所開設支援

弁護士会・弁護士会連合会が設置する偏在対策拠点事務所への開設資金（当初の運営資金を含む）として上限1500万円を給付。

養成事務所拡張支援

偏在解消対策地区で開業する予定の弁護士を養成するため、事務所拡張（移転・備品購入・改装含む）をするにあたり上限200万円を給付。

養成費用支援

偏在解消対策地区で開業する予定の弁護士を勤務弁護士または社員として受け入れて養成するにあたり、養成費用として上限100万円を給付（短期の場合は減額）。

からは、貸付金の返済に足りる相当な収入が得られなかったことや、公益的活動を積極的に受任していること等、一定の要件を満たす場合には返済を猶予または免除できる。

定着等準備支援

偏在解消対策地区で開業する予定の弁護士の準備資金として上限100万円を給付（所属事務所から通常水準の給与が払われていない場合に限る）。

独立開業支援

偏在解消対策地区で独立開業する弁護士に、開設資金等として上限350万円を貸付（7年間無利息）。

常駐従事務所開設支援

偏在解消対策地区に弁護士常駐従事務所を開設する弁護士法人に、開設資金等として上限350万円を貸付（7年間無利息）。

特別独立開業等支援

、で、実質ゼロワン地域（地裁支部単位で、当番弁護・国選弁護・法律扶助のいずれかを担当する弁護士が1人以下の地域）で開業する場合。貸付金額を上限650万円に増額。事件の受任状況等を考慮して上限300万円の返済免除が可能。